

う欺瞞を示すものであろう。すなわち、自己意識のなかでは私たちの社会は平等で民主的な社会である、排除を好まない社会である。少なくとも自分は弱者の切り捨てなどしない優しい人間であるというファンタズマに浸ることを好む。しかし、現実には、私たちの社会は、私たちもまたその論理を肯定するものとして、弱者を排除し、他者の苦痛に鈍感な主体性を立ち上げるものとして存在しているのである。戦後民主主義や、それを支える世俗主義社会の幻想とは、前者のようなハーバマスの合意到達の可能性を基本理念として、私たちの主体を形成してきたと言えよう。しかし、いまアガンベンやランシエールが指摘するように、その理念に覆われた苛酷な矛盾に満ちた現実の姿を、私たち自身がその構造を肯定する当事者として認めることが求められているのではあるまいか。宗教の可能性を語るのであれば、このような荒涼とした地点から以外には、人々を勇気づける言葉も紡ぎ出されまい。

欧米における世俗主義と公共性

藤本 龍児

本報告は、欧米における世俗主義と公共性の議論にはどのような問題があるのか、ということを問うものである。そのように問うことによつて、ポスト世俗主義と公共性にかんする課題の一端を明らかにすることが目的である。

近年の欧米諸国では、投票率の低下など、民主主義が機能不全に陥っている。「公共性」は、私的領域を超えるための機能や、国家にたいする批判原理として、つまりリベラル・デモク

ラシーに資するものとして期待されているのである。しかし、現在の「公共性」の理論には問題点が多いと言わざるをえない。おもにリベラリズムの理論によつて構成されてきた現代の「公共性」が、限界を露呈してきたと言つてよいだろう。

例えばフランスには、公的領域から一切の宗教性を排除すべきだとする「ライシテ」の原理がある。しかし、スカーフ問題に代表されるように、ライシテがムスリムの信仰の自由を抑圧しているのではないか、という疑念が深刻化している。ここには、公共性から宗教を切り離すことの問題の一つが端的に表れている、と言えよう。また例えばアメリカでは、フランスとは逆に、主として福音派や宗教右派と呼ばれる人々によつて公的領域への参加が積極的になされている。もちろん、そうした政治運動にたいしては「政教分離」の理念に反するとして批判されることが多い。

しかし、その批判にはダブルスタンダードがあると考えられる。「政教分離」の理念は、解釈に幅があるとはいえ、公共性と宗教のあり方をめぐる中心的な考え方として欧米諸国で取り入れられてきた。日本でも、なるべく政治と宗教を分離すべきと主張する人は多い。ところが例えば、アメリカの公民権運動が政教分離違反として批判されることはまずない。言うまでもなくこの運動では、教会が重要な担い手となり、中心にはキング牧師がいた。

以上のようなことを直視すれば、リベラリズムによつて構成されてきた政教分離や公共性の理論は、近年の政治と宗教をめぐる問題には対応できないし、そればかりか一貫した説明をく

わえることもできない、と言わざるをえないだろう。

そこで二〇〇〇年代に入った頃から、社会哲学や政治哲学の領域では、そうしたリベラリズムによる公共性の理論に修正が試みられるようになってきた。例えばJ・ハーバーマスは、公民権運動に見られるように、宗教が、意味やアイデンティティの資源となったり連帯のモティベーションになったりすることができる、と主張しはじめた。公的領域から宗教を排除すべきというイデオロギーを「世俗主義」として退け、政教分離を修正して、国家と教会を橋渡しするフィルター形成を目指すようになったのである。ただし、ハーバーマスの議論では、宗教的市民が公共性に参画することを認めるものの、最終的には世俗的理性が優位にたつべきだとされている。世俗的市民には、宗教的市民の主張を世俗的言語に翻訳する努力が求められる一方、宗教的市民には、リベラルな政治文化を自発的に体得することが求められているのである。それに対してC・テイラーは、世俗的理性を特別扱いすることに異を唱えた。近代にあっても、宗教的世界観を含め多様な世界観があることを認めるべきだとし、リベラルな政治文化を特権化することはできないと訴えているのである。

こうした二人の代表的な思想家の議論からすれば、ポスト世俗主義には、公共性に宗教を参画させる段階と、さらにその公共性の基盤とされる世俗的理性やリベラルな政治文化を問いつく段階、という二つのレベルがあると言っているだろう。宗教を排除した公共性や、従来の政教分離の理念が見直されることは間違いなくにしても、どちらのレベルを射程におさめるかに

よって、ポスト世俗主義の思想は大きく異なってくると考えられる。

植民地朝鮮における世俗主義と公共性

金 泰勲

現代韓国社会は世俗主義社会なのか。その判断は簡単にはできない。たしかに大韓民国憲法第二〇条では、①全ての国民は宗教の自由を有する、②国教は認めず、宗教と政治は分離する、と信教の自由と政教分離が闡明されている。しかし、宗教と政治が分離されているとはいえず、韓国社会における宗教は、世俗社会における「公」の領域に強い影響力を発揮している。それは、植民地支配からの民族独立運動、韓国戦後の復興、軍部独裁下における民主化運動など、過去の歴史のなかで宗教は決して私的領域にとどまることなく、「国家的」「民族的」問題とその生命力を共にしてきたからである。韓国社会における宗教の役割は、むしろ世俗社会の「公」を形成する重要な要素であるといわなければならない。そして韓国社会における宗教は決して「公」と「私」で分けられる存在ではなく、植民地朝鮮における近代概念としての宗教の社会的配置の問題を掘り下げることで、われわれはその初発の韓国型政教関係のポストコロナル的意味をつかみとることが可能になるだろう。

一九〇六年、韓国統監府が發布した「宗教の宣布に関する規則」では、神道、仏教、キリスト教のみを公認宗教として認めた。そして一九一五年の「布教規則」ではこれら公認宗教以外に対しては「宗教類似の団体」という規定のもとで管理・観察